

黒潮町農業者経営支援給付金事業

世界的な穀物需要の高まり、諸外国の肥料輸出制限に加え、不安定な国際情勢による影響で肥料価格の高騰に歯止めがかからない状況にあることから、農業者の経営安定化を図るため、農業者に対し、肥料(飼料,菌床)の購入経費の一部を補助します。

【補助金の概要】

1 対象者の要件

- 令和3年の農業収入が50万円以上ある方（農業者個人、法人等）
- 令和4年1月1日以降に就農する(した)認定新規就農者又は認定農業者
- 町税等の滞納がないこと
- 黒潮町内に住所を有する方

2 補助対象内容

- (1) 令和3年の農業収入が50万円以上ある方（農業者個人、法人等）
令和3年1月1日から令和3年12月31日までに購入した肥料(飼料)購入費
 - (2) 令和4年1月1日以降に就農する(した)認定新規就農者又は認定農業者
令和4年1月1日から令和4年12月31日までに購入した肥料(飼料)購入費
- ※いずれも、肥料購入費から消費税を差引いた金額を「補助対象経費」とします

3 補助率及び補助金上限額

- 補助率：20%以内
 - 補助金上限額：1経営体あたり300,000円
- ※補助金に1,000円未満の端数が生じた場合には、切捨てるものとします

4 申込場所

- 大方本庁舎 農業振興課又は佐賀支所 地域住民課にて受付します

5 募集期間及び申込方法

- 募集期間：令和4年8月1日～令和4年9月30日
- 必要書類

振込先を確認することができるもの（通帳等）

肥料等を購入したことが分かる資料 ※確定申告(決算書)、購入伝票等の写し
法人の場合、令和3年の農業収入が分かる資料 ※確定申告(決算書)等の写し
申請者本人の運転免許証、健康保険証又はマイナンバーカードのいずれか

※多数の申請者になると想定されますので、決算書や購入伝票(明細)等の写しについては、ご自身でコピー印刷する等して、持参くださいますようお願いいたします。

<事業に関するお問い合わせ先>

〒789-1992 黒潮町入野5893番地

黒潮町役場 農業振興課 農業振興係（大方庁舎） TEL43-1888